大阪府条例第　　　号

　　　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　　　附　則１―21　（略）22―28　（略） | 　　　附　則１―21　（略）（特定の職員の給料月額等に関する特例）22　別表第一から別表第五までの規定にかかわらず、その者が属する職務の級及びその受ける号給が附則別表第一に掲げられている職員の給料月額は、当分の間、給料表、職務の級及び号給の区分に応じて附則別表第一に定める額とする。（小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額等に関する特例）23　別表第四ロの規定にかかわらず、第三条第一項第四号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員であつて、その属する職務の級及びその受ける号給が附則別表第二に掲げられているものの給料月額は、当分の間、号給の区分に応じて附則別表第二に定める額とする。24―30　（略） |
|  |  |

　　附則別表第一及び附則別表第二を削る。

　　別表第一から別表第五までを次のように改める。